

狛江市公示第**239**号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、特定空家等の所有者に対し、下記のとおり必要な措置をとることを命じたので、同条第 13 項及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成 27 年総務省、国土交通省令第 1 号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 6 年 **6月28日**

狛江市長 松原 俊雄



記

1 対象となる特定空家等

所在地 東京都狛江市元和泉三丁目 3333 番地 4
用 途 住宅

2 命じた措置の内容

- (1) 柱が傾斜しているため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をしてください。
- (2) 土台・柱・はりが破損・変形しているため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をしてください。
- (3) 屋根・外壁等の脱落・飛散のおそれがあるため、解消できるよう対応してください。
- (4) ごみ等が放置・散乱・山積み状態であるため、解消できるよう対応をしてください。
- (5) 立木の繁茂・近隣への枝等の散らばりを解消できるよう対応をしてください。

3 命じた措置をとる期限

令和 7 年 1 月 6 日（月）

4 命じた理由

- (1) 家屋からの落下物、破損物及び破損している状態がそのまま放置されると倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるため。
- (2) 立木の適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているため。
- (3) ごみが放置され、著しく衛生上有害となるおそれがあるため。

5 命令に関する責任者

狛江市都市建設部まちづくり推進課長